

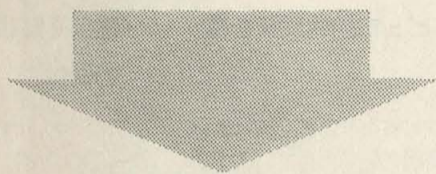


市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

ご利用ください、「清掃の日」

——大型不用品収集日の前日です——



すでにご存知のとおり、市では一昨年5月から月1回、大型不用品（粗大ゴミ）の収集を行っています。

2年余りを経た現在、大型不用品の収集は軌道に乗り、市民のみなさんに大いに利用していただけるようになりました。そこで、市では大型不用品収集日の前日を「清掃の日」と定め、ご家庭の内外の清掃は夏だけに限らず、年12回あるこの日に適宜していただきたいと考えています。よろしくご協力ください。

（12月末までの粗大ゴミ収集日程は第4面をごらんください。）

■ご注意ください

☆机、タタミ、タンスなどを収集します

大型不用品の収集は各ご家庭から出るゴミのうち、週2回の一般ゴミ収集では収集できない大きなゴミを対象にしています。したがって、会社、工場などの事業所から出されるゴミ、建築廃材、危険物などは収集できません。

収集するもの、しないもののくわしい区別は次のとおりです。

◎収集するもの

机、タタミ、タンス、冷蔵庫などの大型の不用品

◎収集しないもの

①一般ゴミ…台所から出るゴミ（週2回の一般ゴミ収集のときにお出しく下さい。）

②業務上廃品…商店、会社、工場、事業所などの業務上またはこれに付随するゴミ

③建築廃材…建築、改築工事などのゴミ

④危険物…プロパンガスのボンベなど

⑤その他…市清掃事業所が不適当と認められたもの

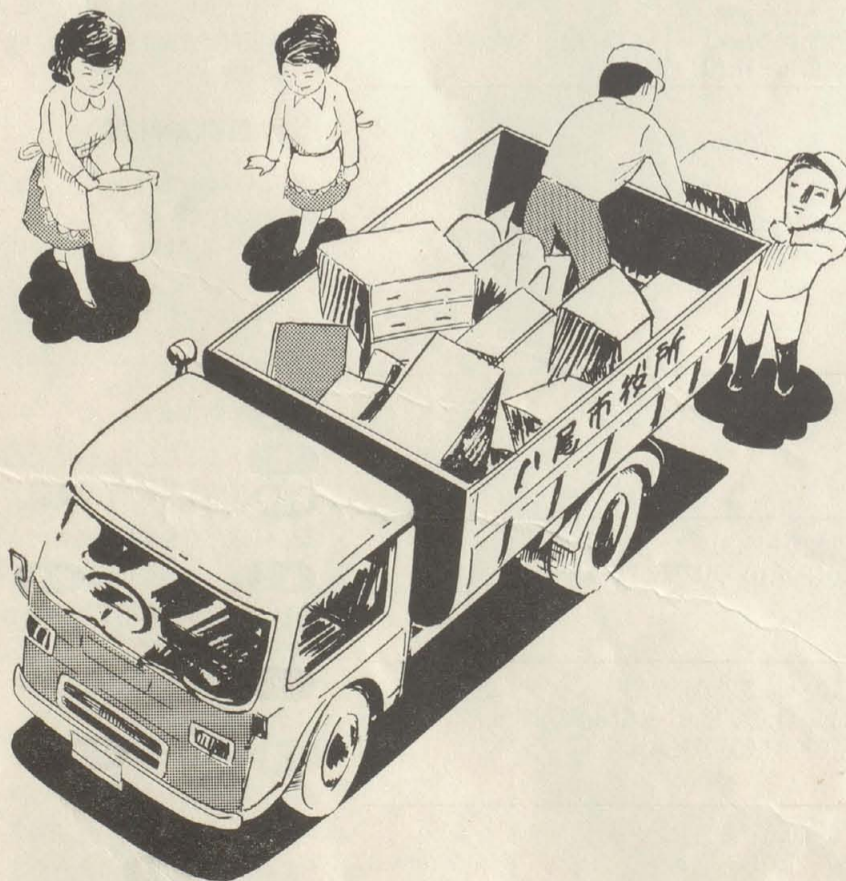
☆「不用品」の表示をお忘れなく

不用品を出される時は、間違えて不用品でないものを収集しないよう、必ず「不用品」の表示をしてください。（タテ18cm・ヨコ6.5cm位の紙に「不用品」と書き、貼りつけてください。）

☆不用品は所定の場所にお出しく下さい

不用品は必ず午前9時までにお宅の前か、車の入りにくい所では一般ゴミの収集と同様、車の入る所定の場所にお出しく下さい。決められた場所以外にお出しになっても収集できません。

なお、隣近所の迷惑にならないよう、収集日の朝にお出しく下さい。



●一般ゴミの収集曜日が変わりました

7月1日から一般ゴミの収集曜日（週2回）が変わっていますのでご注意ください。新しい収集曜日は市政だより6月20日号第4面に掲載しています。

やお市政だより

第508号

2

昭和49年7月5日

市の行事

7/11 (木)	家児 更生 法律	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 南高安小、曙川小 ☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(〃) 17.30~21.00 〃
12 (金)	家児 身障 教育	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 山本小 ☆不用犬の受付 9.15~12.00、13.00~17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(3ヵ月の乳児) 9.15~11.00 〃 ☆3歳児の健康診査(昭和46年1月生まれの子) 13.00~14.30 八尾保健所
13 (土)	青少	
14 (日)		
15 (月)	家児 教育 心配	☆近畿交通安全デー ☆ツベルクリン反応 14.00~15.30 八尾保健所
16 (火)	交通 青少	☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 竜華小 ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆不用犬の受付 9.15~12.00、13.00~17.00 八尾保健所
17 (水)	家児 教育 人権	☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所 ☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 安中小、安中解放会館 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所
18 (木)	行政 家児 法律	☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 南高安小、曙川小 ☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(〃) 17.30~21.00 〃
19 (金)	家児 身障 教育	☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 山本小 ☆不用犬の受付 9.15~12.00、13.00~17.00 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆3歳児の健康診査(昭和46年1月生まれの子) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6ヵ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
20 (土)	青少	
21 (日)	結婚 心配	
22 (月)	教育 家児 心配	☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所
23 (火)	交通 青少	☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 竜華小 ☆不用犬の受付 9.15~12.00、13.00~17.00 八尾保健所
24 (水)	結婚 家児 教育	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所
25 (木)	家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.00~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(〃) 17.30~21.00 〃

《人の動き》

(49年5月末現在)
 総数 244,809(+608)
 男 122,879(+282)
 女 121,930(+326)
 世帯数 74,978(+158)
 () 内は前月からの増減です



《俳句》

植え終えし
 田のものを渡る
 風涼し
 清水謙子

《ベルビュー市訪問団員を募集》

市姉妹都市提携委員会はベルビュー市訪問団員を募集しています。
 ☆とき 8月5日から10日間の予定
 ☆行程 東京-シアトル-ベルビュー-サンフランシスコ-ラスベガス-ロサンゼルス-ホノルル-東京
 ☆資格 市民
 ☆参加費用 約33万5千円(全額自己負担)
 ☆申し込み 7月15日までに市秘書課まで。

《キャンプテントを貸し出し》

体育振興課はキャンプテントを次のとおり貸し出しています。
 ☆貸出期間 9月30日まで
 ☆対象 市内に在住または勤務する青少年
 ☆使用料 無料
 その他くわしくは教育センター内体育振興課青少年係(電23-5101)まで。

《近大無料法律相談》

近大法律相談部は次のとおり無料法律相談を行います。
 ☆とき 7月14日(日)午前11時~午後3時
 ☆ところ 用和小学校公民館

《桂公園野球場の使用予約受付》

市は次のとおり桂公園野球場の使用予約の受付を行っています。
 ☆受付 公園緑化室、桂解放会館で。平日午前9時~午後5時 土曜日午前9時~正午
 ☆使用目的 野球(硬式は禁止) またはソフトボール、いずれも練習または試合
 ☆使用料 中学生以下午前400円、午後600円、1日1,000円、時間外(1時間当たり)200円 高校生以上、一般午前800円、午後1,200円、1日2,000円、時間外(同上)400円
 時間は午前が9時~正午、午後が正午~5時、1日が午前9時~午後5時です。
 ☆球場の休日 毎週月曜日(祭日の時は次の日が休日)
 その他くわしくは市公園緑化室まで。

《防災のテレビ放送》

消防庁は次のとおり防災のテレビ放送を行っています。
 ▷そのときあなたは(くらしの中の防災) 毎週日曜日、午前8時55分~9時 関西テレビ
 ▷ごぞんじですか(防災ミニ百科) 毎週土曜日、午前9時55分~10時 読売テレビ

《母と子の体操教室を休講》

毎週土曜日に市立体育館で開いている「母と子の体操教室」は、講師の都合により休講します。
 ☆休講期間 7月、8月

- 身障 = 身体障害者相談
- 心配 = 心配ごと相談
- 結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で
- 家児 = 家庭児童相談 更生 = 更生相談 いずれも10時~16時 社会福祉会館で
- 青少 = 青少年受護相談 9時~17時 教育センターで
- 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談(当日予約制) 行政 = 行政相談 いずれも13時~16時 市民相談室で
- 教育 = 教育相談 9時~ 教育相談室で
- 職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で
- 人権 = 人権相談 14時~16時 人権擁護委員会室で

たばこは
 市内で
 買いましょう

☆みなさんの近くに起こった善意、善行、伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)
 ☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)



やお市政だより

第508号

4

昭和49年7月5日

お知らせ

収 集 地 区	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
幸町・泉町・山賀町(以上府道八尾枚方線以東)、桂町、高砂町、山本町北7・8丁目(玉串川以西)	第1月曜	1	5	2	7	4	2
宮町・楠根町・山賀町・泉町・幸町・山城町(以上府道八尾枚方線以西)、末広町、佐堂町、久宝園、美園町、新家町	第1火曜	2	6	3	1	5	3
山城町、北本町1・2丁目(市道八尾西郡線以西)、宮町・楠根町(以上府道八尾枚方線以東)	第1水曜	3	7	4	2	6	4
北本町3・4丁目	第1木曜	4	1	5	3	7	5
萱振町、小畑町、長池町、緑ヶ丘1・2・4丁目	第1金曜	5	2	6	4	1	6
北本町1・2丁目(市道八尾西郡線以東)、光町、東本町3～5丁目、荘内町、若草町、小阪合町	第1土曜	6	3	7	5	2	7
山本町北6～8丁目(玉串川以東)、福万寺町北、福万寺町、福万寺町南、福栄町、上之島町北	第2月曜	8	12	9	14	11	9
上尾町4～9丁目、西高安町2～5丁目、楽音寺、大竹	第2火曜	9	13	10	8	12	10
水越、千塚、大窪、神立、山畑、服部川、黒谷、郡川	第2水曜	10	14	11	9	13	11
東山本町、東町、東山本新町	第2木曜	11	8	12	10	14	12
緑ヶ丘3・5丁目、堤町、山本町北1～5丁目、山本町北6丁目(玉串川以西)、上之島町南、	第2金曜	12	9	13	11	8	13
西高安町1丁目、上尾町1～3丁目	第2土曜	13	10	14	12	9	14
桜ヶ丘、旭ヶ丘、西山本町、山本町	第3月曜	15	19	16	21	18	16
東久宝寺、本町、東本町1・2丁目	第3火曜	16	20	17	15	19	17
神武町、渋川町6・7丁目、南久宝寺1～3丁目、西久宝寺、久宝寺、北久宝寺	第3水曜	17	21	18	16	20	18
垣内・恩智(以上外環状線以東)、柏村・神宮寺・二俣(以上近鉄線以東)、教興寺	第3木曜	18	15	19	17	21	19
刑部(本村)、柏村(外環状線以西)、山本高安町、高安町南、高安町北、垣内(近鉄線以西)	第3金曜	19	16	20	18	15	20
恩智(外環状線以西)	第3土曜	20	17	21	19	16	21
中田、南本町9丁目、八尾木、別宮、今井、大字安中(関西線以北東)、刑部住宅(市道曙川1	第4月曜	22	26	23	28	25	23
号線以西)、高美町4～7丁目	第4火曜	23	27	24	22	26	24
青山町、南小阪合町、山本町南、刑部住宅(市道曙川1号線以東)	第4水曜	24	28	25	23	27	25
清水町、明美町、松山町、南本町1～8丁目、高美町1～3丁目	第4木曜	25	22	26	24	28	26
渋川町1～5丁目、高町、安中町、陽光園、栄町、光南町	第4金曜	26	23	27	25	22	27
竹淵、南亀井町、北亀井町、亀井町、跡部北の町3丁目、跡部本町3・4丁目、跡部南の町	第4土曜	27	24	28	26	23	28
跡部北の町1・2丁目、春日町、東太子、太子堂、南太子堂、跡部本町1・2丁目、南植松町							
沼、太田、若林町、南木の本、木の本、北木の本、西木の本、大字南木本、大字木本							
植松町、永畑町、相生町1～3丁目、老原5～9丁目、大字老原(市道志紀3号線以西)							
天王寺屋(関西線以南西)、大字植松(国道25号線以北)、相生町4丁目、老原1～4丁目、東							
老原、志紀町西、田井中、弓削(市道志紀22号線以北)							
弓削(市道志紀22号線以南)、二俣(近鉄線以西)、東弓削、天王寺屋(関西線以北東)、神宮							
寺(近鉄線以西)、都塚、柏村(外環状線以東近鉄線以西)							

表中の数字は各月の収集日です。切り取っておはりになれば便利です。

7月～12月

不用品収集カレンダー

しあわせを築く道 部落解放をめざして ⑥

今まで5回にわたって西郡・安中両地区における部落解放運動をふりかえってまいりましたが、今回は先月の同和教育月間に応募していただきました作品の中の、「憲法記念日を前にして人権問題を考える」と題して全校あげて学習にとりくまれた桂中学校の人権作文を通して、市民のみなさんの部落解放に対する意識を深めていただきたいと思います。

人権と差別について

八尾市立桂中学生 Y・M

人間は、みんな平等である。それが、この部落だけがなかまはずれにされているではないか。この村は、昔から差別にあってきた。家は倒れかけで便所も共同便所、便所といっても戸がなく、戸のかわりにムシロをつるしてあるだけだった。

雨が降れば、家の中まで水がはいりこみ、タタミはびしょびしょになり、とうぶん、家の中へ入れなかったなどということは、毎度のことで、それに便所にいきたくとも共同便所なので、なかなかできませんでした。

それに食物もろくろく食べないので、みんな、長生きなどできませんでした。

それでも、みんなは歯をくいしばって頑張ってきました。そのうち、あまり村の衛生が悪いために伝染病がはやり、地域全体の人が死にたえるかと思うほど伝染して、ある家では一人の子を残して、父も母も皆、わずかの間に死にたえてしまいました。その家もやし、みんな、そういうめにあってきました。

でも、なかなか差別は、なくなりません。それでも村の人たちは、がんばりとおしてきました。勉強もろくにさしてもらえず、家のつたたいをしてきました。

それに、一歩外へ出れば、「あいつ西郡や」といわれリンチにあって半殺しのめにあったなどは、たびたびのことでした。

それでも村の人たちは、がまんをして差別とたたかってきました。それでもまだまだ差別は、なくなりませんでした。

狭山事件というのもありました。狭山事件の石川さんは、部落だということで犯人にさ

れ、裁判で死刑といわれて、やっと自分はだまされていたということに気がつき、自分は無実だったといい、十何年間もろくやにとじこめられたまま裁判をたたかっています。

ただ部落だからということで、犯人にされたのでした。それで村の人たちはたちあがり「石川さんをかえせ」というてうたえしていますが、いまだにしゃくほうされません。

これをみてもわかるように、まだまだ差別はいっぱいあります。最近、やっと家をこわして団地をたて、共同便所をなくし、みんながいっしょけんめい勉強できるように桂小学校がたてられ、まもなく日本一といわれるようなわたしたちの学校、桂中学校がたてられました。

でも、これで差別がなくなったわけではありません。りっぱな建物がたっても、みんなの心から差別がなくならなければ、なんにもなりません。なくなるまで何年かかるかわかりませんが、わたしたちひとりひとりがなくするよう、いろいろな差別とたたかていかねばなりません。